

[別 紙]

業 務 仕 様 書

1 業務の名称

第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園出場チームの宿泊あっせん

2 業務の期間

協定締結の日から平成31年(2019年)10月25日(金)まで

3 業務の概要

第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園(以下「大会」という。)に出場するチームにおいて、宿泊の申込みを希望するチームに宿泊先を手配するもの。

なお、出場チームがあっせんを利用するかは任意であり、宿泊先を確保するなど、あっせんを希望しない場合は、この限りでない。

4 再委託の制限

受注者は、受注業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、手話パフォーマンス甲子園実行委員会(以下「実行委員会」という。)と協議の上、第三者に委託することができる。

5 大会の日程及び会場等

(1) 日 程 平成31年(2019年)9月29日(日)午前9時30分から午後4時まで

(2) 場 所 とりぎん文化会館(鳥取市尚徳町101番地5)

(3) 出 場 予選審査会を通過した15チーム

(4) その他 大会の概要は、別添「第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催要項」を参照

6 業務内容

(1) 宿泊先の確保

ア 宿泊者数の目安は150名程度とする。ただし、この人数はあくまで企画提案の目安とするものであり、この人数での発注を確約するものではない。

イ 宿泊先は可能な限り大会会場周辺(徒歩圏内)とすること。なお、宿泊先から大会会場まで離れている場合で公共交通機関の利用が困難な場合は、宿泊先から大会会場までに移動手段を確保するよう努めること。

ウ 1人あたりの宿泊料金は、シングル1泊朝食付き9,000円(税・サービス料込。以下同。)以内、ツイン1泊朝食付き8,000円以内、相部屋1泊朝食付き7,000円以内とすること。なお、出場チームの負担を軽減するため、なるべく宿泊料金の安い部屋を用意することが望ましい。

エ 高校生の宿泊部屋は、原則として禁煙室とすること。ただし、やむを得ず喫煙室となる場合は、灰皿等を除去した上で消臭対応を施した部屋となるよう配慮すること。

オ 宿泊日は大会前日の9月28日(土)の1泊を基本とするが、前々泊又は大会当日の宿泊の希望があった場合には、可能な限り同様の条件で宿泊先をあっせんすること。

カ 原則として、聴覚障がい者が宿泊する部屋のテレビには字幕が表示できるようにすること。

キ 原則として、有料テレビ放送を利用できないよう対応すること。ただし、対応が困難な場合は、出場チームの引率者に事前に報告すること。

(2) 申込み受付、配宿、料金徴収

- ア 出場チームからの宿泊申込みを直接受け付け、希望に添った宿泊先を手配し、宿泊先及び宿泊料金等を記載した決定通知を出場チームに通知すること。
- イ 出場チームに対し、宿泊料金及び宿泊取消料金等を直接請求し、徴収すること。
- ウ 申込み受付、配宿、料金徴収については、事務局は一切関与しないので、受注者において責任を持って対応すること。

(3) その他

- ア 宿泊取消料については、適正に設定することし、出場チームに過度な負担を強いることがないよう務めること。
- イ 出場チームから、宿泊申込みと併せて交通の手配の希望もあった場合は、できる限り対応すること。
- ウ 宿泊当日はあっせんした出場チームの宿泊状況を確認し、トラブル等があれば対応すること。
- エ 宿泊条件等を記載した宿泊先あっせん案内を、平成 31 年（2019 年）7 月 19 日（金）までに事務局へ送付し、了解を得ること。

7 留意事項

- (1) 本業務にかかる事務手数料は、出場チームから徴収する宿泊料金等を含めるものとする。
- (2) 大会の性質上、聴覚障がいを持つ生徒が多く宿泊することが想定されることを踏まえ、障がい特性に対する宿泊先の理解（例：手話であいさつを行う、客室のテレビで字幕を見ることができるようにする等）を図ること。
- (3) 受注者は、常に実行委員会と緊密な連絡をとりながら協同して業務を進めること。

8 情報等の取扱い

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに開示又は漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために実行委員会から貸与された情報等を適正に管理するとともに、事前に実行委員会の承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩、若しくは滅失、改ざん及び破損してはならない。

9 損害賠償

受注者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し実行委員会又は第 3 者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受注者は、本業務の完了したときは速やかに同時に実行委員会に完了報告書（任意様式）を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。

11 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受注者と実行委員会とが協議して定めるものとする。



第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 開催要項

1. 目的 ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。
2. 大会概要
 - (1) 大会名 第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「本大会」という。）
 - (2) 日時 平成31年（2019年）9月29日（日）
午前9時30分から午後4時まで（時間は予定）
 - (3) 会場 とりぎん文化会館 梨花ホール（鳥取県鳥取市尚徳町101番地5）
 - (4) 出場 予選審査を通過した15チーム
 - (5) 内容 以下のとおり

①開会式（関係者挨拶、優勝旗返還、選手宣誓、チーム紹介）
②出場チーム演技（演技時間：1チーム当たり6分以上8分以内）
③ゲストパフォーマンス
④審査結果発表・表彰式
⑤講評・閉会
3. 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会
4. 共催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
5. 特別協賛 日本財団
6. 特別協力 一般財団法人全日本ろうあ連盟
7. 後援 内閣府、厚生労働省、文部科学省、鳥取市、手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会、（予定）一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、全国聾学校長会、全国高等学校文化連盟、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団、社会福祉法人NHK厚生文化事業団、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国難聴児を持つ親の会、日本演劇教育連盟、日本障害フォーラム、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取県青少年赤十字指導者協議会、朝日新聞社、毎日新聞鳥取支局、読売新聞鳥取支局、産経新聞社、日本経済新聞社鳥取支局、新日本海新聞社、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、TSK山陰中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、鳥取県ケーブルテレビ協議会、エフエム山陰、FM鳥取、DARAZ FM
8. 参加資格
 - (1) 平成31年度（2019年度）に高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校高等部、高等専門学校（3年生まで）、専修学校及び各種学校（修業年限が高等学校と一致している生徒に限る。）に在籍していること。
 - (2) 本大会に参加することについて、校長の承認が得られていること。また、参加する生徒について、校長の推薦が得られていること。
 - (3) 本大会への参加に当たって、原則として在籍する学校の教職員が引率できること。
 - (4) 原則として、本大会の全日程及び本大会前日のリハーサル及び交流会に参加できること。
9. チーム編成
1チームの編成は、同一校又は複数校で編成するチームの生徒及び引率者とし、生徒は演技者の他、演技

の補助者や必要に応じてチームの介添え者を含めることとする。人数は最大で生徒 20 人以内、引率者 10 人以内とする。なお、同一校からの複数チームの参加申込みは可能とするが、本大会に出場できるのは予選審査で同一校中、最上位のチームのみとする。

10. 演技内容

- (1) 手話言語を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンスで、表情も含め手話言語を正確に使いながら、伝えようとする意志をしっかりと持ち、工夫された演出や構成と豊かな表現力により演じられるものとする。なお、審査基準としては、必ずしも音(音声や音楽など)を用いる必要はないことを申し添える。
- (2) 演技時間は、6分以上8分以内とする。なお、予選審査会においては、3分以内の動画を提出するものとする。
- (3) 演技スペースは、概ね間口10メートル、奥行5メートルの範囲とする。
- (4) 情報保障の観点から、演技中、歌詞やセリフ等には字幕を必ず表示させること。
- (5) 舞台上での演技(音声による演技補助を含む)は全て生徒が行うこととし、字幕表示、音響・照明のキュー出し等、演技以外の舞台進行に係る作業は生徒が主体的に行うよう努めること。
- (6) 演技の補助として、準備に時間を要しない簡素な小道具、舞台装置、背景、スクリーン等のみ使用を認める。
- (7) スクリーンに表示する内容について、字幕の他、演技のイメージを伝える画像の使用は認めるが、動画の使用は認めない。なお、著作権の発生するものについては、20(10)を参照すること。
- (8) 予選審査における撮影ルール等の取り扱いは、別途提示する。

11. 審査方法

- (1) 主催者が委嘱した審査員が審査及び採点を行う。
- (2) 審査員は、予選審査会4名、本大会6名から構成し、審査員の中から主催者が審査員長を選出する。
- (3) 予選審査は、参加申込みチームが提出した演技動画を視聴する方法により、審査員が行う。
- (4) 予選審査会及び本大会の審査基準、採点方法、演技時間の計測方法等は、別途定める。

12. 参加申込み方法

- (1) 申込期間 平成31年(2019年)5月20日(月)から7月5日(金)まで【必着】
※予選審査動画の提出期限は、平成31年(2019年)7月19日(金)まで【必着】
- (2) 提出資料 別紙のとおり
- (3) 補足事項
 - ア (2)の書類は、13.の申込み先まで指定する方法及び期限に沿って提出すること。
 - イ 本大会における参加者の個人情報等については、別添のとおり取り扱うので、同意の上、参加申込みを行うこと。
 - ウ 予選審査用の演技動画の提出期限は、平成31年(2019年)7月19日(金)までとする。まずは、(1)の期間中に参加申込みを行うこと。なお、可能な限り早期の申込みをお願いしたい。
 - エ 参加申込み及び予選審査動画は、各期限日必着とする。資料は期限日までに余裕を持って提出するよう努めること。なお、資料送付した際、その旨を大会事務局に電話連絡することが望ましい。
- (4) その他
各学校と各都道府県聴覚障害者協会(以下「協会」という。)との関わりが生まれる契機となるよう、参加申込みした旨を協会に情報提供することが望ましい。

13. 申込み先・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局
(鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課内。以下「事務局」とする。)
電話：0857-26-7682 FAX：0857-26-8136 Eメール：s-koushien@pref.tottori.lg.jp

14. 参加料 不要

15. 助成金

出場チーム(生徒、引率者)に、次のとおり交通費、宿泊費の一部を助成する。なお、助成申請方法等については、別途事務局が示す手続きによること。

- (1) 交通費（領収書等必要）
実費相当額を助成（1チーム当たり 250,000 円を上限とする。）
- (2) 宿泊費（領収書等必要）
実費相当額を助成（1チーム当たり 85,000 円を上限とする。）

16. 表彰

表彰は次のとおりとする。

- (1) 優勝（賞状、優勝旗、メダル、副賞を授与する。）
- (2) 準優勝（賞状、準優勝楯、メダル、副賞を授与する。）
- (3) 3 位（賞状、メダル、副賞を授与する。）
- (4) 審査員特別賞（賞状、副賞を授与する。）
- (5) 全日本ろうあ連盟賞
- (6) 日本財団賞
- (7) 鳥取県聴覚障害者協会賞
- (8) その他、上記受賞チーム以外の全ての本大会出場チームに賞を授与する。

17. 予選審査会

- (1) 日程 平成 31 年（2019 年）8 月 1 日（木）及び 2 日（金）
- (2) 場所 鳥取市内
- (3) 内容 参加申込みチームが提出した予選審査動画の視聴により審査を実施し、本大会に出場する 15 チームを選出する。
- (4) 結果 平成 31 年（2019 年）8 月 2 日（金）に審査結果発表会を行う（公開。ライブ中継あり）。なお、発表会終了後、公式ホームページ上に審査結果を掲載する。
- (5) その他 上記(4)の審査結果発表会の際に、本大会の各チームの演技の順番及び選手宣誓を担当するチームを抽選で決定する。（本大会出場チーム発表後に、抽選を行う。）

18. 交流会

- (1) 日時 平成 31 年（2019 年）9 月 28 日（土）
午後 6 時から午後 7 時 30 分まで（時間は予定）
- (2) 場所 ホテルニューオータニ鳥取 鶴の間（鳥取県鳥取市今町 2 丁目 153 番地）
- (3) 内容 出場チームや大会関係者等が一堂に会し、食事を交えて交流を深めるもの。
- (4) その他 参加者の交流を深める目的であることから、原則として参加すること。（参加費は不要。）

19. スケジュール

平成 31 年（2019 年）

1 月 29 日（火）	本大会の開催決定
2 月 28 日（木）	本大会の開催日及び開催要項公表
5 月 20 日（月）	参加申込み受付開始
7 月 5 日（金）	参加申込み締切
7 月 19 日（金）	予選審査動画の提出締切
8 月 1 日（木）	予選審査会
8 月 2 日（金）	予選審査会、審査結果発表（結果発表、本大会演技順及び選手宣誓チームの抽選決定）
8 月 30 日（金）	ヒアリングシートの提出（演技内容の詳細（シナリオ・楽曲等）の報告）
9 月 28 日（土）	リハーサル、交流会
9 月 29 日（日）	本大会

20. その他

- (1) 本大会前日に本大会と同会場ですべてのチームがリハーサルを実施する。なお、各チームのリハーサルのスケジュールは、会場までのアクセスや本大会の発表順等を考慮して事務局にて指定する。また、できる限りの配慮は行うが、当日の午前中からリハーサルを実施する関係で、本大会前々日から宿泊が必要となる場合もあるので、承知すること。
- (2) 受賞チームは、本大会閉会后、可能な限り報道機関等のインタビューに応じること。

- (3) 演技上のセリフや歌詞等に対応させた字幕を必ず付与すること。なお、演技の字幕は、予選審査動画においては映像の中に、本大会においては舞台の後ろに設置するスクリーンに表示させること。また、本大会における字幕の表示はパフォーマンスの表現の一環であることから、自ら行うこと。なお、演技中は、主催者側でセリフの要約筆記等を行わない。
- (4) 演技で使用する小道具及び会場にない設備（特殊な照明や音響等）を使用する場合（準備が1分以内に完了できるものに限る。）は、原則として各チームにおいて用意すること。なお、これらの使用については、本大会前に舞台監督と詳細を打ち合わせすること。
- (5) 舞台上の演技者が演技の主体となるように構成すること。なお、演技者とスクリーン映像の視聴は両立しないことを前提に、あくまで演技者に観客の目を向けさせるような構成に努めるとともに、スクリーンの使用は字幕の表示を中心に、画像の使用を必要最小限とすることが望ましい。
- (6) 歌唱を行う際は、発話が困難な場合を除き、CD音源や事前収録した音源を歌唱に利用する（いわゆる口パクやかぶせ）のではなく、是非、自ら発声する方法で本番（予選審査を含む。）に挑戦してほしい。なお、CD音源や事前収録した音源の歌唱利用を禁止するわけではないので、申し添えておく。
- (7) 本大会の演技は、後日、手話パフォーマンス甲子園☆動画チャンネル(YouTube)上に、全て公開する。
- (8) 本大会において演技中にCD音源を使用する場合、インターネット(YouTube)上での配信について著作権者の許可が得られないものについては、CD音源部分の音声（歌唱やセリフ等）を消去した上で本大会当日のライブ映像及び後日公開する映像を配信する。なお、各チーム等が作成した音源（ピアノやブラズバンド伴奏、生徒の合唱等。CD音源が含まれないもの。）については、著作権及びYouTube上、音声を消去する必要がない（ただし、音源の作成者の了解が得られたものに限る。）ことから、その音源も含めてライブ映像等を配信することができる。
- (9) 演技時に自校の完全なオリジナル作品ではない著作物を引用等する場合（シナリオや美術道具、ダンス等）は、会場での上演や、本大会当日のライブ配信、大会後の演技映像の公開にあたって、著作権を侵害することのないよう自校において事前に対処しておくこと。なお、音楽については(8)のとおりだが、楽曲の改変（歌詞を変えたり、編曲するなど）に該当する場合は、著作権者の許可が必要となるため、留意すること。
- (10) 演技中、著作権が発生する画像等をスクリーンに表示させたい場合は、著作権を侵害することのないよう自チームにて会場、ライブ配信及び大会後の公開映像での当該画像等の使用について、全て著作権者の許可を得ること。なお、このことから、可能であれば自チームで制作した著作権の発生しない画像等を使用することが望ましい。
- (11) 高校生による手話言語の祭典であるという観点から、演技時だけでなく、演技後のインタビュー時の応答や、交流会での各チームの発表、その他様々な発表の機会や交流の場面においても、各自ができる範囲で（少しでもいいし、間違ってもいいので、）是非、積極的に手話言語の使用に挑戦してほしい。
- (12) 本大会出場にあたっては、出場チームが確実に宿泊できるよう宿泊先の斡旋を行う予定。（利用は任意）
- (13) 引率代表者は、事務局との連絡調整を担当すること。なお、主に電子メールにて頻繁に連絡等を行うこととなるため、参加申込み後は小まめに電子メールの受信を確認するよう努めること。
- (14) 本大会出場チームには、予選審査結果発表後に各種資料等の提出をお願いすることとなる。この時期が夏休み及びお盆期間と重なるので、引率代表者は事務局及びチーム内の円滑な連絡調整ができるよう留意すること。
- (15) 予選参加申込み及び本大会出場に係る事務局への提出物は、返却しない。